

生活衛生関係営業の 新型インフルエンザ対策

Q & A

生活衛生関係営業の新型インフルエンザ対策 Q&A



生活衛生関係営業（生衛業）は、都民の生活に密着した営業であり、多数の人が利用する機会が多い業種です。

一方で、新型インフルエンザは発生するとほとんどの人が免疫を持たないこと^{めんえき}から大流行し、社会的に大きな混乱を起こすことが考えられます。

これらのことから、新型インフルエンザ対策は生衛業にとって、重要な課題であるといえます。

新型インフルエンザについては、実際、発生してみないとわからない部分が多くありますが、今回、過去に発生した新型インフルエンザから得られた知見をもとに、対策をできるだけわかりやすく問答のかたちにまとめました。



また、東京都新型インフルエンザ等対策行動計画にもふれています。

目次

Q1	インフルエンザとはどんな病気ですか？	p3
Q2	季節性インフルエンザと新型インフルエンザとはどう違うのですか？	p3
Q3	新型インフルエンザにかかるとどんな症状がでますか？	p3
Q4	新型インフルエンザウイルスはどのように発生するのですか？	p4
Q5	新型インフルエンザの感染ルートにはどんなルートがありますか？	p4
Q6	ウイルスはどんなところに付いていますか？	p4
Q7	新型インフルエンザの治療法について教えてください？	p5
Q8	新型インフルエンザのワクチンがありますか？	p5
Q9	新型インフルエンザにかからない・うつさないためには、どんなことに注意したらよいですか？	p6,7
Q10	新型インフルエンザの生活衛生関係営業への影響はどのようなことが予想されますか？	p8
Q11	東京都新型インフルエンザ等対策行動計画とは、どんな計画ですか？	p8
Q12	新型インフルエンザの未発生期や海外発生期に事業者が準備することには、どんなことがありますか？	p9
Q13	新型インフルエンザ発生・感染期に事業者求められることは、どんなことですか？	p9
Q14	新型インフルエンザの医療はどのように計画されていますか？	p10
Q15	新型インフルエンザにかかったらどうしたらよいですか？	p11
Q16	新型インフルエンザ発生・感染期に事業を続けるためにはどうしたらよいですか？	p11
	参考資料	p12

Q1 インフルエンザとはどんな病気ですか？

インフルエンザウイルスに感染することにより呼吸器系症状〈鼻、のど、気管、肺などに急性炎症が生じる〉と全身症状〈高熱、関節痛、筋肉痛など〉が起こる急性感染症です。



Q2 季節性インフルエンザと新型インフルエンザとはどう違うのですか？



人の免疫の有無に違いがあります。

季節性インフルエンザは、ウイルスの一部が毎年少しずつ変わりながら冬期に流行するものですが、過去の感染によって、人は免疫を持っています。

これに対して、新型インフルエンザは、これまで人が経験したことがないインフルエンザウイルスが人の社会に入って、人から人へ感染できるようになったもの、または、かつて世界的規模で流行したインフルエンザで、その後流行することなく長い期間が過ぎたものです。それらの新型インフルエンザに対し、人々は免疫を持っていません。そのため、人々の間で大流行し、社会生活に大きな影響を与えるおそれがあります。

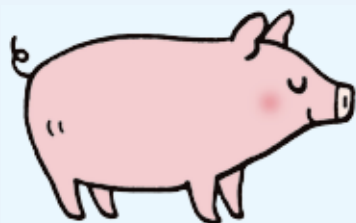
Q3 新型インフルエンザにかかるとどんな症状がでますか？

新型インフルエンザの症状は未発生の現段階ではわかりませんが、季節性インフルエンザと同様の症状(Q & A 1 参照)が出ると考えられます。新型インフルエンザに対して免疫を持っていないために重症化する可能性があるため注意が必要です。



Q4 新型インフルエンザウイルスはどのように発生するのですか？

新型インフルエンザウイルスは、鳥インフルエンザウイルスが人にうつり、体内で人の新型インフルエンザウイルスに変化したり、あ



るいは、鳥インフルエンザウイルスと人の季節性インフルエンザウイルスが人や豚の体内でその遺伝子^{いでんし}が組みかわって、強い感染力をもつ新型ウイルスになると考えられています。



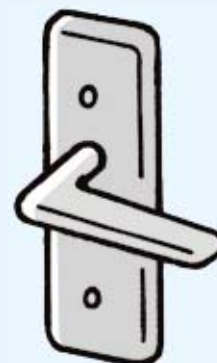
Q5 新型インフルエンザの感染ルートにはどんなルートがありますか？



新型インフルエンザの感染ルートは季節性インフルエンザと同じく、せきやくしゃみとともに出たウイルスを吸いこむことによって起こる飛沫感染^{ひまつ}と、ウイルスが付いたものをふれた後に目、鼻、口にふれることで、それらの粘膜^{ねんまく}を通して感染する接触感染^{せつしよく}が考えられます。

Q6 ウイルスはどんなところに付いていますか？

多くの人がふれるドアノブ、じゃぐち、電気スイッチ、エレベーターのボタン、手すり、受付カウンター、テーブル、イス、トイレの流水レバー、便座などに付いている可能性があります〈Q&A9-④参照〉。



Q7 新型インフルエンザの治療法について教えてください？

早めに医療機関を受診します。おもな治療法はインフルエンザウイルスが増えるのをおさえる薬〈抗インフルエンザウイルス薬〉の発症48時間以内投与が有効です。この薬は医療機関などで医師が必要と認める場合に使用されます。



Q8 新型インフルエンザのワクチンがありますか？

ワクチンは新型インフルエンザウイルスをもとにして作られます。そのため、ワクチンを作り始めるのは、新型インフルエンザの発生後になります。国民全員分のワクチンをつくるには、発生後にワクチンの製造を開始するので、使用できるまでにある程度の時間がかかると思われます。



Q9

新型インフルエンザにかからない・うつさないためには、 どんなことに注意したらよいですか？

いくつかの注意すべきことは次のとおりです。

①ウイルス感染をふせぐためには、手洗いをしっかりすることが大切です。手についたウイルスを洗い流します。

手洗いは、外出先から帰宅した時や調理の前後、食事の前などこまめに数多く行います。石けんを使い、両手の〈ア〉手のひら、〈イ〉手の^{こう}甲、〈ウ〉指先・爪の間、〈エ〉指の間、〈オ〉親指、〈カ〉手首をそれぞれ、ていねいに洗い、〈キ〉その後、水で十分に洗い流し、ペーパータオルや清潔なタオルで水をよくふきとります。

水が使えない場所では、すり込み式のアルコール手指消毒剤を使います。

なお、ウイルスは粘膜を通して感染することから、日頃から、できるだけ目、鼻、口をさわらないようにします〈図「手の洗い方」参照〉。



手の洗い方

〈ア〉手のひらをよくこする。



〈イ〉手の^{こう}甲をよくこする。



〈ウ〉指先・つめの間を
念入りにこする。



〈エ〉指の間を洗う。



〈オ〉親指をねじり洗いする。



〈カ〉手首を洗う。

②せきや発熱などの症状のある人に近づかない(距離を2メートル以上保つ)工夫をします。

これは飛沫感染をふせぐためです。同じ理由から、流行時には人ごみや混雑した公共交通機関をさけるなどの予防策も実施します。これには時差出勤なども考えられます。



③せきエチケットを守り、周囲の人につまみさわらないようにします。

せきなどの症状があるときはマスクを着けます。マスクをすることで、せき、くしゃみのしぶき(ウイルスを含む)をおさえることができます。マスクが手元になく、せき、くしゃみをするときは、ティッシュなどで口と鼻をおおい、まわりの人から顔をそむけます。

ティッシュなどがいない場合は、口をそで口で押さえて、できるだけ飛沫が飛びちらないようにします。

④多くの人がふれる場所〈Q&A6参照〉を清掃・消毒します。

ドアノブ、じゃぐち、電気スイッチ、エレベーターのボタン、手すり、受付カウンター、テーブル、イス、トイレの流水レバー、便座などは、清掃後、消毒用アルコールまたは家庭用の塩素系漂白剤を水で薄めたものでふくことにより消毒できます。



⑤季節性インフルエンザワクチンの接種

季節性インフルエンザを予防し重症化を少なくするために、季節性インフルエンザワクチンを接種します。

⑥バランスの良い食事と十分な睡眠、休養をとり、疲労をさけます。

病気に負けない体力を保ちます。

⑦インフルエンザウイルスは低湿度の環境で感染しやすくなります。



そのため、感染を予防するために、部屋の湿度は40%程度以上(70%程度以下)に保つようにします。

また、時々、窓を開けたり、換気扇を動かして部屋の換気に努め、空気がよどまないように努めます。

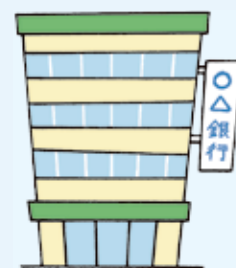
Q10

新型インフルエンザの生活衛生関係営業への影響はどのようなことが予想されますか？

新型インフルエンザの感染拡大にともない、次のような影響が考えられます。

- ①従業員が発症し、欠勤により労働力の不足が生じる。
- ②野菜や魚などの生産に従事する人々が新型インフルエンザに感染することにより、それらの生産量が減少し、飲食店で必要な原材料の供給が止まったり、とどこおったりする。
- ③来客の減少、営業の縮小などにより収入が減少し従業員の給与の支払いなどの運転資金の確保が難しくなる。

〈Q&A16参照〉



Q11

東京都新型インフルエンザ等対策行動計画とは、どんな計画ですか？

東京都では、平成25年4月に施行された「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき、「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」を定め、平成25年11月に公表しました。

この行動計画は、新型インフルエンザの発生段階に応じた東京都の対策を記載しています。発生段階は、「未発生期」、「海外発生期」、「国内発生早期（都内未発生）」、「都内発生早期」、「都内感染期しょうこうき〈患者数が多数にのぼる期間〉」、「小康期〈感染の勢いがおさまり、落ちついた期間〉」の6区分に分けられています。

対策は実施する内容別に、「1 サーベイランス〈患者数などを調査すること〉・情報収集」、「2 情報提供・共有」、「3 都民相談」、「4 感染拡大防止」、「5 予防接種」、「6 医療」、「7 都民生活および経済活動の安定の確保」、「8 都市機能の維持」です。

対策の目的は、

- ①感染拡大を可能なかぎりおさえ、都民の生命および健康を守る。
 - ②都民生活および経済活動におよぼす影響が最小となるようにする。
- です。



Q12

新型インフルエンザの未発生期や海外発生期に事業者が準備することには、どんなことがありますか？

都内感染期に従業員の欠勤などにより経営環境が悪化した場合でも事業を続けることを可能にするための計画を立てます〈Q&A16参照〉。また、新型インフルエンザに関する相談が必要になった場合などに備えて、最寄りの保健所の連絡先などをリストにします。



さらに、不織布マスク、手洗い用の石けん・すり込み式手指消毒用アルコール製剤、器材消毒用アルコールなど、感染予防のための物品を蓄えておきます。

Q13

新型インフルエンザ発生・感染期に事業者求められることは、どんなことですか？

事業者が行うべきことは、お客様、従業員の安全を確保することです。そして、職場や事業活動を通じて感染が拡大することのないよう最大限努めることです。そのなかで、社会生活に密着したサービスを継続していくことです。そのためには、



①事業所における感染予防策の徹底〈Q&A9参照〉

②従業員の健康管理の強化〈全従業員の健康状況の把握、感染者が出た場合の対応手順を定めるなど〉が必要です。

このほかに、政府が都内を対象区域として**緊急事態宣言**をした場合には状況に応じて、東京都知事が新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令で定めた対象施設〈下記の別掲施設〉の管理者または催物の開催者に対し、③(ア)発熱などの症状がある人の施設の利用制限、(イ)必要最小限の施設の使用制限や催物の開催制限、などを要請する場合があります。

この対象施設には、別掲のとおり、映画館・劇場などの興行場、ホテル・旅館、キャバレーなどの社交飲食業、理髪店その他これに類するものなど、生活衛生関係営業が含まれています。

正当な理由なくこの要請に応じないときは、東京都知事は、新型インフルエンザのまん延を防止するため特に必要があると認めるときに限り、管理者等に対し、要請に応じることを指示する場合があります。要請・指示を行った場合にはそのむねを公表することになっています。

別掲

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令で定めた 対象施設（生活衛生関係営業を含むもの）

- 1 建築物の延べ床面積が1,000㎡を超える次の施設
 - (1) 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
 - (2) ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）
 - (3) キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊戯施設
 - (4) 理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 2 上記の施設であって、建築物の延べ床面積が1,000㎡を超えない施設でも、新型インフルエンザ緊急事態において、その発生の状況等を踏まえ、新型インフルエンザのまん延を防止するため新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定による要請を行うことが特に必要な施設は、厚生労働大臣が定めて公示します。



Q14 新型インフルエンザの医療はどのように計画されていますか？

海外発生期に**新型インフルエンザ専門外来**が開設されます。専門外来は新型インフルエンザ感染が疑われる患者を受け入れます。専門外来は、ウイルス検査の結果が出るまでの間、必要に応じて患者を院内に留めおきます。

ウイルス検査の結果、陽性とわかった場合、保健所は、感染症法に基づき、患者を入院をすすめる対象とし、感染症指定医療機関に移送します。

国内発生早期（都内未発生）、都内発生早期についても新型インフルエンザ専門外来が新型インフルエンザの感染が疑われる患者の受け入れを引続き行います。

都内感染期においては、新型インフルエンザの患者数が多数にのぼることが想定されることから、新型インフルエンザの診療を特別の医療提供体制で行うのではなく、内科や小児科など通常の感染症診療を行うすべての医療機関で対応することになります。



Q15 新型インフルエンザにかかったらどうしたらよいですか？

海外発生期には、各保健所に**新型インフルエンザ相談センター**が設置されます。新型インフルエンザに感染した疑いのある人は、相談センターに相談し、受診先となる**新型インフルエンザ専門外来**の案内及び受診時の注意事項の説明を受けます。

この対応は、国内発生早期(都内未発生)、都内発生早期まで続きます。
新型インフルエンザの発生段階が都内感染期に進むと、患者数が増加することから、新型インフルエンザの疑いのある人は、相談センターを介さずに、内科や小児科などの通常の感染症診療を行うすべての医療機関で直接受診することになります。



Q16 新型インフルエンザ発生・感染期に事業を続けるためにはどうしたらよいですか？

Q&A10に記述したように、新型インフルエンザの感染拡大により経営環境が悪化することが考えられます。そのため、

- ①限られた人(従業員)、物(原材料など)、金(資金)のもとでも継続すべき事業を選択し、お客様の要望に応えられるようにする
- ②欠勤者が出た場合の代替要員を確保する(一例としてクロストレーニングを実施する(一人の従業員がいくつかの業務を行えるように従業員を教育し、万一、欠勤者が出た場合でも、他の従業員が代替要員としてその業務を行えるようにする。))など)
- ③原材料を通常とは異なる調達先からも調達できるようにする(複数の調達先を確保することにより、一方の仕入先からの仕入れが困難になった場合でも、他方の仕入先から仕入れが可能となるよう安全策を講じる。)
- ④運転資金用に現金・預金の準備をし、一時的な収入の減少を補えるようにするなど、事業を継続するための計画を事前に立て、被害を最小限におさえて事業が続けられるようにしておく必要があります。



〈参考資料〉

このパンフレットを作成するにあたっては、下記の資料を参考にさせていただきました。
(敬称略、順不同)。

- 1 国〈厚生労働省〉「新型インフルエンザに関するQ & A」
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/02.html>
- 2 国〈経済産業省〉「新型インフルエンザA(H1N1)対策のための事業継続計画」 (平成21年9月)
http://www.chusho.meti.go.jp/bcp/influenza/download/A_H1N1_BCP.pdf
- 3 国〈中小企業庁〉「中小企業BCP策定運用指針(第二版)」(平成24年3月)
<http://www.chusho.meti.go.jp/bcp/index.html>
- 4 国〈新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議〉
「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」(平成25年6月)
http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/keikaku/pdf/gl_guideline.pdf
- 5 東京都「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」(平成25年11月)
<http://www.bousai.metro.tokyo.jp/taisaku/1000061/1000367.html>
- 6 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター「みんなでできる新型インフルエンザ対策」(平成20年12月)
- 7 澁谷智晃〈公益財団法人東京都生活衛生営業指導センター開催の講習会より〉
「新型インフルエンザ対策について」(平成24年1月)

平成26年度 作成

公益財団法人

東京都生活衛生営業指導センター

〒150-0012 東京都渋谷区広尾 5-7-1 東京都広尾庁舎内

TEL.(03)3445-8751(代) FAX.(03)3445-8753